

議案第 37 号

熊取町立小学校大型提示装置の購入について

熊取町立小学校大型提示装置を購入するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び要議決契約等条例（昭和 39 年条例第 2 号）第 3 条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 8 日提出

熊取町長 藤原 敏司

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 購入物品名 | 熊取町立小学校大型提示装置 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金 48, 116, 640 円 |
| 4. 契約の相手方 | 大阪府大阪市港区磯路二丁目 21 番 1 号
日本電通 株式会社
代表取締役社長 戸谷 典嗣 |

物品購入概要

1. 購入物品及び数量
- ①大型提示装置（壁掛け対応電子黒板機能内蔵プロジェクター
（インターフェースボックスを含む）…………… 85台
 - ②大型提示装置（大型電子黒板）…………… 50台
 - ③画像転送装置…………… 37台
- ※既設大型提示装置（32台）・スタンド（35台）の撤去を含む。
2. 納入場所 熊取町野田二丁目地内他
（中央小学校、西小学校、南小学校、北小学校、東小学校）
3. 納入期限 令和4年10月31日